

「行政への入札・契約に関する手続」の検討について

内閣府 規制改革推進室
2017年4月17日

- 目次 -

1. 行政手続部会取りまとめ(抜粋)	2
2. 行政手続に感じている負担感	
(1) 事業者に対するアンケート調査での位置づけ	3
(2) 「行政への入札・契約に関する手続」で負担に感じていること	4
3. 個別意見	
(1) 事業者団体等ヒアリング / ホームページ意見募集に寄せられた個別意見	5
(2) 事業者に対するアンケート調査(自由記載欄)に寄せられた個別意見	8

1. 行政手続部会取りまとめ(抜粋)

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議(投資等ワーキンググループ)において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

< 参考 >

【規制改革推進会議(平成29年3月29日)議事録 抜粋】

< 高橋部会長御発言 >

事業者に対するアンケート調査におきまして、これら9分野を負担とした回答を合計いたしますと、全体の7割(69%)を占めるということになります。

なお、従業員の納税に係る事務、行政への入札・契約に関する手続につきましては、規制改革推進会議本会議において別途速やかに検討するということにしております。

具体的には従業員の納税に係る事務については、規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループで既に検討が開始されております。また、行政への入札・契約に関する手続については、行政手続部会において4月以降、検討を進めます。

2. 行政手続に感じている負担感

(1) 事業者に対するアンケート調査での位置づけ

分野		全体 回答数	日商		経団連		同友会	
			回答数	(順位)	回答数	(順位)	回答数	(順位)
1	営業の許可・認可に係る手続	574	341	(1)	202	(4)	109	(4)
2	社会保険に関する手続	535	268	(3)	213	(2)	134	(1)
3	国税	473	227	(4)	206	(3)	123	(3)
4	地方税	461	201	(5)	217	(1)	130	(2)
5	補助金の手続	398	273	(2)	109	(8)	61	(10)
6	調査・統計に対する協力	349	182	(6)	138	(5)	75	(7)
7	従業員の労務管理に関する手続	287	157	(7)	96	(9)	78	(6)
8	商業登記等	285	146	(9)	111	(7)	65	(9)
9	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	188	69	(11)	94	(10)	72	(8)

【重点分野以外で別途検討とされた分野】

10	従業員の納税に係る事務	322	151	(8)	135	(6)	86	(5)
11	行政への入札・契約に関する手続	145	81	(10)	57	(12)	32	(13)

(注)「全体回答数」では、経団連と同友会の重複回答を排除しているため、3団体の回答数合計とは一致しない。

2.(2)「行政への入札・契約に関する手続」で負担に感じていること

「行政への入札・契約に関する手続」で負担に感じていること					(参考) 全ての手続	
	全体回答数	日商	経団連	同友会	回答数	(順位)
提出書類の作成の負担が大きい	85	37	44	23	3707	(1)
同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる	69	31	32	21	1212	(3)
手続のオンライン化が全部又は一部されていない	60	32	23	15	1197	(4)
申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	50	32	17	9	2205	(2)
同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない	32	16	15	8	967	(6)
同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	32	16	16	9	864	(8)
審査・判断基準が分かりにくい	29	15	13	7	967	(6)
手続に要する期間(処理期間)が長い	26	7	18	8	1110	(5)
申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない	21	3	17	9	825	(9)
要求根拠が不明の資料の提出を求められる	21	9	12	7	526	(11)
手続のオンライン化はされているが使いにくい	19	5	12	9	680	(10)
手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	12	0	12	6	450	(12)
申請を受理してもらえない	9	9	0	0	118	(13)

(注) 1. 「全体回答数」では、経団連と同友会の重複回答を排除しているため、3団体の回答数合計とは一致しない。

2. 負担感の並び順は、「全体回答数」の数値に着目し、大きい順に並べたもの。

3. (参考)は、全ての手続に対する負担感の回答数を合計した値及び順位を記載(第12回行政手続部会 資料1 参考1より抜粋)。

3. 個別意見

(1) 事業者団体等ヒアリング / ホームページ意見募集に寄せられた個別意見

負担感の類型	事項名	意見の内容	団体名
提出書類の作成の負担が大きい	提出書類の作成負担	事務作業や社外専門家への支払等、提出書類作成のための負担が大きい。	経済同友会
	提出書類の作成負担(公共事業) IT化	公共工事における提出書類は非常に多く、この作成に膨大な作業時間を要するため、現場作業を終えて会社で長時間の残業といった状況にあり、若年労働者の入職・定着にも悪影響を与えている。IT化に伴う提出書類の簡素化を図っていただきたい。	全国中小企業団体中央会
	公共工事に必要な整理・簡素化 ・提出書類の作成負担	公共工事に参加する事業者からは、必要な書類が多い、同様の書類を何度も提出させられる、要求根拠が不明の資料の提出を求められる、といった声が寄せられている。例えば、公共工事の場合、まず建設業許可取得(5年に1回)で、確認書類を含め約60種類の書類が必要であるが、許可取得後～入札までに行う「経営事項審査」(毎年)と「競争参加資格審査申請」(2年に1回)に必要な書類も、両者あわせて約60種類にも上るが、中には重複する書類、似たような書類も存在する。	日本商工会議所(平成29年3月要望)

(注) 1. 第12回行政手続部会 資料2 参考資料集を基に「入札・契約に関する手続」に特化して整理したもの。

2. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。

3. 日本商工会議所(平成29年3月要望)については、「2017年度経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見 平成29年3月16日 日本商工会議所」を基に事務局にて整理。

負担感の類型	事項名	意見の内容	団体名
同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる	自治体ごとに書式・様式が異なる 根拠不明の資料の提出要求	同じ手続について自治体ごとに様式・書式が異なったり、根拠不明の資料提出を求められる。	経済同友会
	入札参加資格 ・書類の作成負担 ・自治体間の不統一	入札参加資格書類が煩雑かつ自治体ごとにバラバラである。	日本商工会議所
	公共工事に必要な整理・簡素化 ・自治体間の不統一	公共工事をはじめとする入札に必要な書類の種類や様式が、自治体ごとにバラバラであるため、自治体の枠を超えて事業を行っている事業者は自治体ごとに書類を作らざるを得ず、生産性向上を著しく阻害しているといった声も寄せられている。	日本商工会議所(平成29年3月要望)
	入札参加資格 ・自治体間の不統一	各市町村毎に入札資格が必要とされています。共通した入札資格にさせていただき(ジャンル別でもいい)、更新期間がくるまで、1度の手続きでどこの自治体にも使える資格にさせていただきたい。	HP意見募集に寄せられた意見
	入札参加資格 ・自治体間の不統一 ・国、独立行政法人、特殊法人間の不統一	<p>【具体的内容】</p> <p>(1)地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。</p> <p>(2)国、独立行政法人、特殊法人の「競争入札参加資格要件」を統一化すること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1)「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する地方自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。</p> <p>(2)独立行政法人、特殊法人においては、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合があり、その提出書類も法人毎に異なり、民間事業者に過度な事務負担が生じている。</p>	HP意見募集に寄せられた意見

(注) 1. 第12回行政手続部会 資料2参考資料集を基に「入札・契約に関する手続」に特化して整理したもの。

2. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。

3. 日本商工会議所(平成29年3月要望)については、「2017年度経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見 平成29年3月16日 日本商工会議所」を基に事務局にて整理。

負担感の種類	事項名	意見の内容	団体名
同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	審査・判断基準の不統一	同じ手続について窓口・担当者により審査・判断基準の異なるケースがある。	経済同友会
その他	行政機関からの呼び出し	入札～落札後に至るまで何度も呼び出される。	日本商工会議所
その他	官公需の管轄内発注	官公需発注における国等の機関は、(管轄内という一括発注ではなく)各都道府県エリアの出先機関毎に発注できるよう改めていただきたい。	全国中小企業団体中央会
その他	公共工事における「簡易確認型入札制度」の全国で実施	公共工事を落札できるのは応札した企業のなかでも数社に限られ、落札できなかったその他多くの企業にとっては、応札に要したコストや時間が無駄となり、当該企業の生産性向上を著しく阻害している。 受発注者双方の負担軽減・生産性向上のため、国土交通省関東地方整備局が導入した「簡易確認型」は、入札の最初の段階では参加者に簡素な書類のみを課し、候補者を絞り込んだ段階でより詳細な書類を課すといった優れた制度である。この制度を全国で進める必要がある。	日本商工会議所(平成29年3月要望)

(注) 1. 第12回行政手続部会 資料2参考資料集を基に「入札・契約に関する手続」に特化して整理したもの。

2. ～ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。

3. 日本商工会議所(平成29年3月要望)については、「2017年度経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見 平成29年3月16日 日本商工会議所」を基に事務局にて整理。

3.(2)事業者に対するアンケート調査(自由記載欄)に寄せられた個別意見

「行政への入札・契約に関する手続」に関する内容を見てみると、

- ・入札・契約に関する提出書類が多い。
- ・競争入札参加資格の申請様式が統一されておらず、国、地方公共団体ごとにバラバラ。
- ・競争入札参加資格が統一されておらず、国、地方公共団体ごとにバラバラ。
- ・国の電子入札システムについては、使いにくい。地方自治体については、導入にバラつきがある。
- ・行政機関が発行する証明書類について、省略化できないか。

といった意見が見られる。

「提出書類の作成の負担が大きい」に関する意見(4項目)

意見

契約締結前に見積もり根拠、積算内訳等のかなり細かい内容を提出して契約に至っているが、その上で契約完了時には精算が必要となっている。精算手続きについて、受託者側、委託者側(政府)ともに多大な労力を使っており、精算ではなく、成果品の検収により支払が認められる形式になれば双方にとって効率的な契約完了処理ができると考える。

実際、世界銀行では、契約時には見積もり内訳(それでも国内で求められるほど詳細ではない)を提出するが、完了時には成果品(レポート)のチェックを受けて検収されれば支払が行われる。

民間入札に比べ提出書類が多く、資料用意に負担がある。書類手続きの簡素化を望む。

入札参加申込人と購入者の名義が同じでなければならず、SPC活用の場合、事前にSPC組成の必要があるため、入札までの手続き負荷が高い。例えば、入札参加申込人とSPC主要出資者が同じであれば、追って購入者名義をSPCに変更できる等が望ましい。

請求時、官給品等受領書・同返品書、材料使用明細書の提出が、特例事項として要求されるが、契約内容によっては書類作成等に膨大な時間とコストが掛かる。これら官給品等の受領・返品・使用については、契約履行中に適時、物品共用官・物品管理官の確認を受けていることから、代金請求時の改めての確認は不要と考えるので、代金請求時の提出書類から削除を御願いたい。

(注)1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。

意見

地方自治の趣旨に鑑みて、当該自治体の出身者数等、自治体独自の審査事項を定めることの意義は認めるが、企業の基本的な情報に関しては統一的な様式の使用や、単一のデータベースの参照等を検討し、手続きの簡便化を図っていただきたい。また入札参加資格申請書や委任状等の必要書類のフォーマットの統一を図っていただきたい。

工事の入札参加資格申請は、各省庁ごとに手続きをしなければならない。役務については全省庁統一であり、工事についても統一していただきたい。

入札参加資格の申請書式や必要書類は、統一されておらず地方公共団体毎に手続きが異なり事務コストが大きい。

入札・契約に際して、毎回同じ資料（既に国が保有しているはずのもの）の提出が求められる。
例えば国の入札参加資格申請手続きでは登記事項証明書や納税証明書を必要とするため、書類作成について手間や費用がかかっている。企業としては登記や納税の手続きを国に実施しているため、国同士が連携し申請先機関が登記事項証明書や納税証明書を取得するような仕組みがあると手間が削減される。
なお、入札参加資格申請手続きは国だけでなく地方公共団体にも存在し、必要な書類も重複している。これをまとめて申請可能なポータルシステム等があると、複数のログインID・PW等の管理の手間が削減される。

入札参加資格について、国には全省庁統一資格があり、申請負担の軽減が実現している。自治体についても同様に「全自治体統一資格」制度を設けるなど、負担軽減を図っていただきたい（現在は個別に業者登録している）。

参加申請に際しては、自治体ごとに様式が異なることに加え、数多くの書類に会社実印や使用印を押印する必要があり、手続きが非常に煩雑である。このため、効率化の観点から、入札参加申請様式の原則統一化、電子入札制度の原則化等を推進すべきである。

競争入札参加資格申請に関して、定期申請では複数機関宛の申請を一機関が纏めて受付ていただく一方で、変更届は各機関ごとに異なる様式で個別に書類を提出しなければならないものがあります。出来ましたら変更届も一機関が纏めて受け付けいただくと大変有難いです。

入札参加資格審査申請について、市町村毎に申請・受付を行っているが、都道府県で受付し、受理されれば県内市町村は申請不要として頂きたい。また、その業務をオンラインで電子申請化すれば地方自治体の業務負担も軽減すると考えます。

次ページに続く

(注)1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。

意見

入札など県や各市町村ごとに様式も提出内容もかなり違っており負担感はあると思います。

入札書等の様式や記載方法が府省により異なる場合があるので統一していただきたい。

(指名願いについて)全県下統一化を早急に希望いたします。

県単位・業務単位(工事・物品役務……)で全県下を統一化して頂きたい。
オンラインまたは紙のどちらかで統一化する。

電子入札に際して、電子証明書が地方公共団体とその公社で異なり維持費用が倍になっている。

全省庁・全自治体での手続き統一を図るとともに、ひとつの方法として電子入札を奨励いただきたい。

(注)1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。

「手続のオンライン化が全部または一部されていない」に関する意見（4項目）

意見

仕様書等の資料を紙のみで配布される場合がある。紙の仕様書は社内の情報管理・情報共有等に負担がかかるため、電子ファイルで提供いただきたい。

代表者等の変更に伴う、変更届手続きの簡易化、データ化を御願いたい。会社の住所、代表者、代理人等の変更の際、履行中の契約を全てリストアップし、それを添付した書類（「契約に関する変更届」）を提出（案1部、正2部、副7部、担当部署によっては左記以外に、契約件数分の2倍（100件の契約があれば、200部）の写しを提出）することになる。会社及び契約情報をデータで一元管理して頂き、変更情報（会社住所・代表者・代理人等）に関するのみの変更届で処理して頂きたい。

契約書作成において、契約書「正」2部以外に、関係部署への送付のための書類「写」の作成が企業側に求められているが、作成の手間及び複写費も累積すれば膨大なコストとなる。このため、「写し」の提出を契約相手方に求めずに、契約書内容を行政機関側でデータ化し、閲覧範囲を特定するようにした方が、コスト及びセキュリティの観点から、官民の作業効率化に寄与すると考えるので検討を御願いたい。

添付書類・データについて、全て「写・PDF」で可として頂きたい。
または、「電子データ」あるいは「紙」のどちらかのみにして頂きたい。
提出時に、電子データと紙の両方の書類を要請される事がよく有ります。

(注) 1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。

「申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい」に関する意見（2項目）

意見

契約により業者が提出すべき様式について公開してほしい(一部公開されていないものがある)。また、業者が提出すべき様式について、入力用電子ファイルを配布してほしい。

契約書作成時、担当官から「特約条項」が古いとの指摘を受け、差し替え作業が発生することがある。しかし、事前に契約相手方に通知がただけでなく、HP上にupされていないことが多々ある上、担当官ごとに認識に差がある。契約相手方も含めた適時・的確な周知徹底を御願いたい。

「同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない」に関する意見（5項目）

意見

一部、登記事項証明書の添付が省略できるようになってはいるが、基本的には納税証明書、社会保険や労働保険の納付証明、入札担当社員の社会保険や労働保険への加入証明等の提出が求められ、企業は個別に年金事務所や労働基準監督署に証明依頼を行い、提出している。しかし、これらは国が管理する情報であり、納税状況、登記情報等を(法人番号の活用等を通じて)行政機関内で参照できる仕組みを構築し、証明書類の添付の省略化を図っていただきたい。

納税証明書、印鑑証明書等の証明書について、公告日以後の日付といった取得日の指定があり、公告日から提出日までに間がなく、至急取得しなければならない場合がある。行政機関内で参照できる仕組みがあれば、このような企業の負担が軽減されるのではないかと。

法人番号を記入することにより、税・社会保険の納付が確認できるようにし、個別の確証提出を無くして欲しい。

法人番号を用いて、地方自治体でも企業の納税状況などの情報を入手できるような仕組みを作ってもらえると、入札参加資格審査申請における納税証明書や登記簿謄本等の証明書類提出が省略できるのではないかと。

入札参加資格審査申請の提出書類の様式が必要書類などが地方自治体毎に異なり、申請時期も異なるので、作成作業に労力を要している。せめて県単位などで統一した手続きに整えてもらいたい。

自治体との契約に際して、添付書類として、納税証明書が要求される。マイナンバー制度も導入されたので、このような税務の情報は、共有していただきたい。証明書の発行にかかる工数・手数料など1件は微々たるものだが、積み重なるとそれなりの負担になっている。

- (注)1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。

「同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる」に関する意見（2項目）

意見

契約書作成において、細部事項の記載について関連部門の担当官により異なった判断がなされるため、従来認められていた表記では却下されてしまい、再作成作業に多大の時間・労力を要する場合がある。

指名願いについて、全県下で受付期間を「11月1日から翌1月31日までの3ヶ月間」に統一して頂きたい。

「申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない」に関する意見（2項目）

意見

請求時、納入部局から会計課に納品書が届かないと、契約相手方は請求できないことになっている。受領部局が、契約相手方より納品書を受領してから、会計課が同書を受領するまでの処置期間がルール化されていないため、関係部署等の事情により同期間が長期に及び、速やかな請求・入金に繋がらないことが多い。ルール化を御願いすると共に、ルール化によって、部局が受領拒否するようなことがないように御願いする。

契約締結に時間がかかる場合が多い。契約締結に時間がかかる場合には、省庁側で内部手続がどこまで進んでいるか状況を教えていただきたい。現状では進捗状況が確認できず、受託業務の準備等に支障が出る場合がある。

(注)1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。

「手続のオンライン化はされているが使いにくい」に関する意見（7項目）

意見
中央官庁の全省庁統一資格等については以前より電子化により登録更新がしやすくなったが、システムの入り口がWeb上で明確にわかりにくいと感じる。
電子化のおかげで行政書士に頼まずとも登録申請が出来るが、電子入札の場合、ICカードを発行する認証会社と業者登録窓口が分かれているため、手続きが煩雑となる。
入札システムは現在、中央官庁はほぼ統一されたと思われるが、システム自体が使いづらく、入札結果や報告書がすべて掲載されていない場合もあり、情報として不足していると感じる。
地方自治体は、各自治体で様々な登録システムや入札システムが開発されていることと、まだシステム化されていないところが多々あるため、すべてが同じやり方になってもらえると専門の人間を一人置くだけで会社の対応は楽になると感じる。
平成13年以降行政システム導入、効率化がすすめられているが、役務における電子入札システム、電子納品システム等の導入に地方自治体によりバラつきがある。
入札参加資格審査申請について、各自治体の手続きを共通化してほしい。 統一様式はあるものの、共通様式と類似の様式や自治体ごとに異なる様式の指定が多く、結果的に大部分の自治体は手作業で申請書を作成している。これには膨大な労力を毎年費やしている。また、工事案件や技術者、役員を入力させる電子申請は既存のデータを全く使えないため却って作業量を増やすことになる。手入力したデータが作業量に見合うだけの価値のあるものとして自治体で活用されているのか知りたい。経審、コリンズ、建設業許可申請、企業マイナンバー等公表しているデータはいくらでもあるので、それらを共通データ(ビッグデータ)として活用して、手続きを簡素化してほしいと願います。 更に従業員の雇用状況を確認するために、従業員の厚生年金や保険料支払い状況リスト提出を求められたり、役員の自宅住所(個人情報)を求められるが、暴力団対策と個人情報保護法が相反する状況です。自治体に問い合わせると「提出しないなら業者登録できません」と返されるので、仕方なく申請要領書に従って提出しているのが実態です。
国の電子契約の進め方について 事務手続きの効率化につながるため、電子契約を速やかに全省庁で適用いただきたい。また、添付データの上限值が3MBなので、提案書等を結局紙で持参している。容量を大きくしていただきたい。

- (注)1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。

「手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない」に関する意見（1項目）

意見

事前に審査期間の通知をいただくと良い。
ある県では、「審査期間通知の事前はがき」が来ています。

(注) 1. ~ の負担感の並び順は、2.(2)と同様。
2. 提出された意見について、その内容を踏まえて、事務局にて整理。